

指定管理者募集要項

農村環境改善センター施設の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び八王子市農村環境改善センター条例(昭和55年3月17日条例第6号)の規定により、農村環境改善センターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 対象となる施設の概要

- (1) 施設の名称 恩方農村環境改善センター
- (2) 所在地 八王子市下恩方町3247番地2
- (3) 施設の目的 農業者等に対し、農業経営及び生活改善並びに健康の増進等に必要な施設を供与し、農村環境の改善を図ること。
- (4) 建物の構造 構造 鉄筋コンクリート2階建
建築面積 288.80平方メートル
延べ床面積 504.00平方メートル
〔 1階 249.00平方メートル 〕
〔 2階 255.00平方メートル 〕
- (5) 施設の内容 1階 事務室、和室(1)、和室(2)、展示室
2階 多目的ホール、会議室
- (6) 休館日 月曜日
1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (7) 開館時間 午前9時～午後10時

2 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

3 管理運営方針

(1) 管理運営の基本的方針

当該施設の当初の設置目的は、農業者等に対し農業経営及び生活改善並びに健康の増進等に必要な施設を供与し農村環境の改善を図ることであったが、近年は地域情勢の変化等により、農業者だけでなく地域住民の様々な交流や活動の場としても活用されるようになっており、地域に密着したコミュニティ施設としての役割も果たしている。

また、恩方地域は観光農業を中心とした農業振興を目指してきた地域であるとともに、本市有数の森林地域でもあり、その公益的、観光的機能と資源を生かしながら、林業の活性化も図るべき地域でもある。また、近年被害の著しい獣害対策にも取り組む必要がある。

こういった施設の役割や地域の特性等を十分考慮し、地域の住民や農林漁業者及びその団体等と密接な連携のもと管理を行うものとする。

(2) 指定期間内の目標

管理運営にあたっては、農村環境改善センターの設置目的を十分に理解したうえで、市民に対し、団体の特性を生かしたイベント等を行うなど、サービスの向上とコストの節減に努める。

コミュニティ関連施設として、地域に密着した管理運営を行うものとする。

4 法令等の遵守

指定管理者は、本業務の実施に当たっては、八王子市農村環境改善センター条例、同規則及び関係法令の定めに従うほか、基本協定、年度協定、仕様書、事業計画書及び年度事業計画書並びに市が必要に応じて指示する事項を遵守しなければならない。

5 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 恩方農村環境改善センターの施設の管理運営に関する業務

施設の使用に関し市長が指定する事務

ア 和室、会議室、多目的ホールの使用申請書受理、使用承認書の交付及び使用承認変更（取消を含む）事務、松竹公園テニスコートの使用承認事務。

イ その他、施設の使用に関し市長が指定する事務

施設警備

(2) 施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

運動器具の維持管理業務

電気設備の取扱い及び点検業務

水道設備の取扱い及び点検業務

湯沸器、冷暖房器具等の取扱い及び点検業務

施設備え付けの備品類の管理業務

施設の戸締りに関すること

施設、敷地内の全般の管理業務

防火管理者の設置及び防火管理業務

消防用施設等保守点検

その他施設の維持管理運営上必要とする事務

修繕については、八王子市が加入する建物損害保険が適用となる修繕及び大規模な修繕を除きます。

(3) 施設等の清掃、整頓その他環境整備に関する業務

屋内

ア 毎日清掃（規則第8条に規定する休館日を除く）

イ 定期清掃（月2回） 別紙参照

屋外

ア 庭園の清掃（月1回）

イ 駐車場、進入路等の清掃（月1回）

ウ 草刈り、樹木の剪定

エ その他の業務

指定管理者は、上記の業務を自ら行うものとします。ただし、次に掲げる業務については市長の承諾を得たときは、他の者に業務を委託することができます。

施設警備

消防用施設等保守点検

附帯設備の保守点検

定期清掃（月2回）

その他、市長が特に認めた業務

(4) 恩方農村環境改善センター施設（和室、会議室、多目的ホール等）の利用料金が設定された場合は、地方自治法施行令第158条第1項に基づく、施設使用料の収納事務に関する事務

(5) 管理運営業務のサービス水準向上を目的とする利用者の満足度を調査し、調査終了後に調査報告書を提出する業務

(6) 消防法第8条に定める防火管理者に関する業務《指定管理者を防火管理者とする場合》

6 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は別紙のとおりとします。ただし、別紙に定める事項に疑義が生じ、又は別紙に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を定めるものとします。

7 損害賠償

- (1) 指定管理者は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとします。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとします。
- (3) 損害賠償額は、市と指定管理者が協議の上定めるものとします。

8 保険

当該施設の管理運営業務を実施するにあたり、指定管理者が加入していなければならない保険は次のとおりです。

- (1) 管理人及び施設利用者に対する傷害保険
- (2) その他指定管理者が必要と認める保険

9 指定管理料の支払方法

指定管理者に支払う管理業務に係る経費（指定管理料）は、市と協議を行い、協定で定める。

- (1) 支払方法 前金払
- (2) 支払回数 12回

10 応募資格

法人またはその他の団体とし、個人での応募はできません。また、法人その他の団体は次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 本市に事務所や事業所を有する農林漁業関係団体に限ります。
- (2) 次のいずれかに該当する団体は、応募者となることはできません。
 - 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
 - 市から指名停止措置を受けているもの。
 - 市民税、法人税、消費税等を滞納しているもの。
 - 会社更生法、民事再生法等により更正又は更正手続きを開始している法人。
 - 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当するもの。
 - ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合（長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が1/2を超える法人）を除く。
 - 指定管理者になろうとする法人又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体。

11 応募方法

- (1) 募集要項等の配布
 - 配布期間 平成23年7月15日 から 平成23年7月25日まで
 - 但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。

時間 午前8時30分から午後5時15分まで
配布場所 八王子市産業振興部農林課（八王子市役所6階）
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話番号 042(620)7250
ファックス番号 042(627)5951
メールアドレス b091300@city.hachioji.tokyo.jp

(2) 提出書類

申請書（第5号様式）

事業計画書

事業計画書には次の事項について記載します。

- ア 団体名
- イ 基本方針
- ウ 施設管理運営の内容
- エ 応募の動機
- オ 施設の収支予算
- カ 人員配置基準
- キ 個人情報保護対策
- ク 情報公開
- ケ 安全・緊急対策
- コ 苦情処理の対応
- サ その他

収支予算書

団体の概要

申請団体の定款・寄付行為等

役員名簿

法人登記事項証明書

納税証明書

財務諸表

・ 貸借対照表

・ 損益計算書

団体の活動実績

その他市が必要と認める書類

上記書類のうち、提出できないものについては、産業振興部農林課と協議すること。

A4サイズとして指定します。

(3) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。なお、選考に必要な場合など、その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとします。

(4) 提出部数 2部

(5) 受付期間

平成23年8月22日 から 平成23年8月26日まで

時間 午前8時30分から午後5時15分まで

但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。

提出先 11. 応募方法(1) の募集要項配布先と同じ

(6) 募集要項に関する質問の受付

期間 平成23年7月15日(金)から平成23年7月22日(金)まで

提出方法 文書の提出もしくは電子メールによる

質問に対する回答は、7月29日(金)までに原則として募集要項受領者全員に回答します。

メールアドレス b091300@city.hachioji.tokyo.jp

その他 電話、口頭による質問等には一切応じません。

(7) その他

応募書類の提出期間は厳守してください。また、提出期間後における応募書類の変更及び追加は認めません。ただし、本市から指示した場合はこの限りではありません。

応募書類は返却しません。

応募経費は応募者の負担とします。

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出してください。

1.2 指定管理者の選定

(1) 選定の基準

指定管理者の選定は、条例で定める選定基準に照らし、次に掲げる事項を総合的に判断して行います。

農村環境改善センター施設の管理運営を安定して行うことができる能力を有していること

農村環境改善センター施設の公共性、公平性、公正性を担保できること

農村環境改善センター施設のサービスの向上、利用者の満足度の向上等を図る方策が優れていること

農村環境改善センター施設の効率的な管理運営が行われ、経費の縮減を図る方策が優れていること

農村環境改善センター管理運営事業の達成目標の設定と実施方針が優れていること

個人情報保護管理、情報公開及び危機管理を図る方策が優れていること

(2) 選考方法

資格審査及び一次選考

提出された指定申請書等により参加資格要件に関する資格審査、及び一次審査(書類審査及び必要に応じてヒアリング)を行います。一次選考の結果は、平成23年9月中旬までに応募者全員に通知します。

二次選考

二次審査は選定委員会を設置し、審査を行います。

提出された書類をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。

(3) 内定等の通知

選定委員会の審査結果の報告を受け、10月下旬に指定管理者の候補者を内定して、結果を応募者に通知します。

(4) 決定

指定管理者の決定は、八王子市議会での議決後に行います。

1.3 協定

管理業務に関する細目について、八王子市農村環境改善センター条例施行規則第11条の規定に基づき、市と指定管理者の協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について年度協定書を締結します。

1.4 モニタリングの実施

指定管理者は、当該施設に関して実施するモニタリングにおいて、「八王子市指定管理者制度モニタリングガイドライン」に従うこととします。

なお、モニタリングの評価結果は公表します。

1.5 個人情報保護

(1) 本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、次のとおり個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律第57号)八王子市個人情報保護条例(平成16年八王子市条例第33号)及びその他の関係法規等を遵守するものとします。

秘密等の保持

指定管理者は本協定の履行に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

第三者への委託の禁止又は制限

指定管理者は、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行うものとする。ただし市の承諾を得たときは、この限りではない。

目的以外の利用等の禁止

指定管理者は、管理運営業務を実施するため市から貸与され、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

複写又は複製の禁止

指定管理者は、管理運営業務を実施するため市から貸与され、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を市の承諾なく複写又は複製してはならない。

返還義務等

指定管理者は、管理運営業務を実施するため市から貸与され、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を本業務完了後、速やかに市に返還しなければならない。

事故報告義務

指定管理者は、管理運営業務を実施するため市から渡された八王子市農村環境改善センターの内容を漏えい、き損又は滅失した場合は、市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(2) ~ の規定に基づき、指定管理者は個人情報保護の規定の整備に努めるものとします。

(3) 個人情報の保護については、協定期間が満了し若しくは指定を取り消された後においても遵守するものとします。

1.6 情報公開

指定管理者は、管理運営業務を行うにあたって、前項に規定する個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開を図るものとします。

1.7 情報提供

(1) 指定管理者選考に関する情報の提供

指定管理者選考過程における、応募団体名、候補者として選定された団体の選定理由、事業提案の概要、評価及び選定結果については、原則として市は広く情報提供を行います。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開します。ただし、個人情報及び法人に係る事業運営

上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除きます。

(2) 指定管理業務に係る情報提供

協定書(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。)及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行います。

(3) 情報公開請求への対応

指定管理者選考及び指定管理業務に関して指定管理者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開とします。

18 緊急時の対応

管理運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報するものとします。

また、事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとします。

19 災害応急活動等

(1) 災害応急活動等

指定管理者は、災害時において、市が『八王子市地域防災計画』(八王子市ホームページに掲載)に基づき行う災害応急活動等に協力するものとし、基本協定に定めることとします。

【協力業務の例】

- ア 市が行う救助・救急活動の実施、協力に関する事項。
- イ 利用者の避難誘導等安全確保に関すること。
- ウ 災害時要援護者に対する支援に関すること。
- エ 当該施設に避難した住民等の援護救援に関すること。
- オ 前各号に掲げるもののほか、市が協力要請をした事項。

(2) 災害応急活動等に係る費用負担

市の要請に基づき、協力業務を指定管理者が実施した場合、市が必要と認めた費用は、市が負担するものとする。

指定管理者は、協力業務終了後、当該業務に要した費用を市に請求するものとする。

20 地域との連携及び協働

管理運営業務の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めるものとします。

21 環境対策

(1) 本業務の実施にあたり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化・リサイクル、グリーン調達において「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン」と同等の取り組みを行うとともに、別に示す「八王子市環境マネジメントシステム」(LAS-E)に基づき、環境配慮行動に取りくむものとします。

(2) ディーゼル車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)」他、各県条例に規制するディーゼル車規制に適合する自動車とします。

2.2 指定の取り消し

指定管理者（共同事業体の場合は構成団体も含む）が、下記のいずれかに該当する場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

本業務に関する協定に違反したとき

地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、指定管理者が本市の指示に従わないとき

管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき

本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき

条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき

指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体又はその構成員であることが明らかとなったとき

2.3 問い合わせ先

八王子市産業振興部農林課（八王子市役所 6 階）

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 2 4 番 1 号

電話番号 042(620)7250

FAX 番号 042(627)5951

メールアドレス b091300@city.hachioji.tokyo.jp